

令和4年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年10月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和4年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名
欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
	○	2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
	○	4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
	○	15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
	○	19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
	○	桑原剛史	

令和4年度 第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年10月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		<p>開会宣言 13 時 30 分</p> <p>報告事項 会務報告 部会報告</p>
2		<p>議事録署名委員の指名について</p> <p style="text-align: center;"> 3 番 森山 武郎 委員 </p> <p style="text-align: center;"> 5 番 小岩 孝徳 委員 </p>
3	報告第1号 報告第2号	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号	<p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画の決定について</p>
5		<p>その他</p> <p>閉会宣言 14 時 00 分</p>

令和4年度 第7回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第6回魚沼市農業委員会総会は、令和4年10月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号2番浅井典裕委員、議席番号4番金井藤郎委員、議席番号15番姉崎幸男委員、議席番号19番上村喜久雄委員の4名です。出席者数15名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。初めに桑原会長職務代理から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

桑原会長職務代理
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（桑原会長職務代理）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（桑原会長職務代理）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会は特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会副部会長（大家市衛委員）

第3部会は報告事項はございません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）
特にありません。

議長（桑原会長職務代理）
報告事項、それぞれ報告終わりましたけれど、内容等についてご質問のある方は、
お願いいたします。
（特になし）
特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（桑原会長職務代理）
日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。
議長に一任願えますでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、議席番号3番森山武郎委員及び議席番号5番小岩孝徳委員をお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（桑原会長職務代理）
続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について上
程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）
議案書の3ページをご覧ください。
日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は13
件、63筆、34,372㎡の届出がありました。解約の理由は、高齢のため、第三者に売
却するため及び第三者に利用権設定するためとなっています。詳細につきましては、
事前配付のとおりとなります。説明については以上です。

議長（桑原会長職務代理）
報告第1号について、事務局の説明のとおり事前配付ということで皆さん目を通
していただいたと思いますので、内容について質問・ご意見がある方は、お願いい
たします。
（特になし）
特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出につ
いては事務局の報告どおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（桑原会長職務代理）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は17件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

整理番号1番・9番・14番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（桑原会長職務代理）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑原会長職務代理）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、使用貸借権設定9件の合計10件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか3筆	合計 3,226 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転 売買	*****円	

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自身は高齢であり耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2番・3番・4番・5番・6番・7番・8番・9番・10番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番から10番まで議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（桑原会長職務代理）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号1番ですが、10月21日に午前10時から現地確認をしましたが、現地農地は現在耕作されており作付けできる状態でした。そして、譲受人は耕作歴も長く、農機具一式ありますので問題ないと思われま

議長（桑原会長職務代理）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容についてご意見・ご質問のある方は、発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、それでは採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号2番から10番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしの声がありますので、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については整理番号1番から10番まで、異議なしと認め申請どおり許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（桑原会長職務代理）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

なお、整理番号1番及び整理番号2番は議事参与の制限により、櫻井信夫委員は退席いただきます。

(櫻井信夫委員退席)

整理番号1 申請地 **** 田 472 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は現在市内アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 合計 350 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は現在市内借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

議 長 (桑原会長職務代理)

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番・2番ですが、10月21日に阿達推進委員と現地確認、その他の方は電話で確認をさせていただきました。あとは事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議 長 (桑原会長職務代理)

それでは、議案第2号について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容についてご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、それでは採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については整理番号1番から2番まで異議なしと認め、許可いたします。

(櫻井信夫委員着席)

農用地利用集積計画の決定について

議長（桑原会長職務代理）

続いて、日程第4議案第3号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	9件
	筆数	34筆
	面積	31,443.00 m ²

所有権移転についてはありませんでした。

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（桑原会長職務代理）

それでは、議案第3号につきまして事務局の説明が終わりましたので、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（松井事務局長）

- ・新規就農相談会について
- ・活動記録簿の記入と最適化活動について

議長（桑原会長職務代理）

本日の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議いただきましてありがとうございます。それではこれにて農業委員会総会を終了いたします。

（時刻は 14 時 00 分）

上記会議の内容は、令和 4 年度第 7 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
